

都市計画を定めるもの

都市計画の種類		市町決定	山口県決定		
		知事同意	大臣同意 不要	大臣同意 必要	
都市計画区域					
準都市計画区域					
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針					
区域区分					
地域地区	用途地域・特定用途制限地域・特別用途地区等				
	風致地区 ・特別緑地保全地区	10ha以上 10ha未満			
	臨港地区	特定重要港湾 重要港湾 その他			
都市施設	道路	一般国道			
		都道府県道	4車線以上 4車線未満		
		その他の道路	4車線以上 4車線未満		
		自動車専用道路	高速自動車国道 その他		
	都市高速鉄道				
	駐車場				
	公園・緑地 ・広場・墓園	面積10ha以上			
		国が設置するもの			
		その他			
	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市(町)の区域 その他		
流域下水道					
その他					
その他処理施設	汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場				
	産業廃棄物処理場				
河川	一級河川				
	二級河川				
	その他				
防風・防火・防水・防雪及び防砂施設					
市場・と畜場・火葬場					
市街地 開発事業	土地区画整理事業	50haを超えるもの			
		50ha以下			
	市街地再開発事業 ・防災街区整備事業	3haを超えるもの			
		3ha以下			
住宅街区整備事業	20haを超えるもの				
	20ha以下				
新住宅市街地開発事業・工業団地造成事業・新都市基盤整備事業					
地区計画等					